

志太消防本部インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志太消防本部（以下「消防本部」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生に就業体験の機会を提供し、消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学等に在籍する学生等で、焼津市や藤枝市に在住、出身または志太広域事務組合消防士採用試験を受験希望する者とする。

(実習生の受入手続)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書を志太広域事務組合消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

(実習期間および実習時間)

第5条 実習期間は、原則として3日以内で、大学等と協議のうえ定める期間とする。

2 受け入れる学生等（以下「実習生」という。）が実習を行う時間は、原則として午前9時から午後4時30分までとする。ただし、消防長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 消防本部は、実習生に対して報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(誓約書等)

第7条 実習生は、誓約書を事前に消防長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対しこの誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(服務等)

第8条 実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、消防本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習を担当する所属の所属長および実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

（守秘義務）

第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

（実習の中止）

第10条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条または第9条の規定による服務、義務に従わないとき。

(2) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防長は、前項の規定により実習を中止する場合はその旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第11条 大学等の代表者および実習生は、実習中の事故に備え傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により消防本部に損害を与えたときは大学等の代表者および実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度大学等の代表者と協議するものとする。